

「一条でんき 入会特典」規約

第1条（目的）

この規約（以下「本規約」）は、出光興産株式会社（以下「当社」）が提供する「一条でんき 入会特典」（以下「本特典」）の適用条件等を定めたものです。

第2条（総則）

1. 当社は、本規約に従って本特典を提供します。
2. 本規約において「電気契約」とは、当社「電気需給約款（低圧）」に基づく電気需給契約をいいます。
3. 前項以外の本規約において用いられる用語は、別段の定めがない限り、当社「電気需給約款（低圧）」の定義によるものとします。
4. 当社は、本規約を変更することがあります。本規約を変更する際は、当社のウェブサイト等への掲載またはその他当社が定める方法によりお客様にあらかじめお知らせし、変更後の規約は、その実施期日に効力を生じます。実施期日以降の本特典の提供は、変更後の規約によります。

第3条（本特典の内容）

1. 本特典は、2026年4月1日以降、「一条でんき Sプラン」、「一条でんき オール電化プラン」、「一条でんき 低圧電力プラン」へお申込みいただいたお客様を対象に、供給開始日が属する月から3か月後の電気料金を3,000円値引きするものです。
2. 既に当社の電気契約をご利用いただいているお客様が、引越しの伴い新たな供給地点で当社と電気契約を締結した場合も、本特典の対象となります。
3. 値引き対象月の電気料金が3,000円未満の場合は、その月の電気料金までの値引きとなります。なお、値引き額の繰り越しおよび返金等はいりません。

第4条（値引き適用条件）

本特典は、お客様が以下の条件をすべて満たした場合に提供されます。なお、当社が不適切な申込みと判断した場合またはお客様の不正行為を認めた場合、本特典が適用されない場合があります。

- (1) 供給開始日が属する月から3か月後の電気料金請求時まで継続して契約されていること。
- (2) 本特典値引き対象月に電気料金が発生していること。
- (3) 本特典値引き提供時に、料金の支払い期日を超過して支払われない料金が発生していないこと。

第5条（本特典の変更・終了）

当社は本特典を変更または終了することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間において、変更または終了のお知らせおよび終了日を当社のウェブサイト等への掲載またはその他当社が定める方法により通知します。

第6条（その他）

本規約に定めのない事項は、当社「電気需給約款（低圧）」の定めによるものとします。

2026年3月20日制定

出光興産株式会社